



愛媛労働局発表
令和4年5月31日

【照会先】
愛媛労働局総務部労働保険徴収室
室長 三好 隆浩
室長補佐 須合 久
(電話) 089(935)5202

報道関係者 各位

令和4年度「労働保険の年度更新」が全国一斉に始まります

申告・納付の手続は6月1日(水)から7月11日(月)まで
愛媛労働局管内の16会場で年度更新申告書受付会を開催

愛媛労働局は、「労働保険の年度更新」にあわせて、県内16会場で年度更新申告書受付会(臨時の集合受付窓口を設置)を開催します。受付会の開催日時及び開催場所の詳細については別添1の「労働保険年度更新申告書受付会のご案内」をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底して開催いたしますが、会場にお越しの際はマスク着用についてご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電子申請のご利用又は郵送による申告について積極的なご活用をお願いします。労働保険の電子申請は「GビズID」を利用しての手続が可能です。

県内の年度更新対象事業場数は約36,000件で、これらの事業場に対し、提出期限の令和4年7月11日(月)までに適正申告及び適正納付を促すことが、労働者のセーフティネットを確保するためにも、労働行政において非常に重要となっておりますので、ご理解いただき、申請・納付をお願いします。

事業主から徴収した労働保険の用途については、別添2の「労災・雇用保険制度周知用リーフレット」をご覧ください。

○ 労働保険とは…

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した名称です。

労災保険は、業務上や通勤途上の傷病(いわゆる「過労死」事案や新型コロナウイルス感染症等の疾病を含む。)に対する補償、雇用保険は、労働者が失業した場合の失業等給付などに支出されており、ともに労働者の重要なセーフティネットです。

また、「雇用調整助成金」も雇用保険の枠組みの1つであり、労働保険料を基に実施されています。

○ 年度更新とは…

労働保険の保険料は、労働者を雇用する事業主が、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとされており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局、金融機関等で手続を行っていただくこととなっています。なお、政府全体で行政手続コスト(行政手続に要する事業者の作業時間)を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、資本金が1億円を超える法人等におかれては年度更新に関する申告書を電子申請でお願いしています。

安心して働きたい!

令和
4年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6/1(水)～7/11(月)

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

労働保険年度更新申告書受付会のご案内

愛媛労働局労働保険徴収室

今年度の労働保険の年度更新の手続期間は、6月1日(水)から7月11日(月)までです。

下記日程にて労働保険年度更新申告書受付会を開催しますので、ぜひ最寄りの会場を御利用ください。

地区	開催日	時間	会場	所在地
松山	6月14日 (火)			
	6月15日 (水)	9:00 ~ 16:00	愛媛労働局 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
	6月16日 (木)			
	6月23日 (木)	10:00 ~ 15:00	久万高原町産業文化会館 研修室	上浮穴郡久万高原町久万188
	6月30日 (木)	10:00 ~ 15:00	伊予商工会議所 3階 会議室	伊予市下吾川1512-6
	7月7日 (木)			
	7月8日 (金)	9:00 ~ 16:00	愛媛労働局 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
	7月11日 (月)			
新居浜・西条・四国中央	6月17日 (金)	10:00 ~ 15:00	西条商工会議所東予支所 青年部研修室	西条市周布220-2
	6月20日 (月)	10:00 ~ 15:00	新居浜市市民文化センター別館4階 大会議室	新居浜市繁本町8-65
	6月24日 (金)	10:00 ~ 15:00	四国中央市福祉会館 4階 多目的ホール	四国中央市三島宮川4-6-55
	6月27日 (月)	10:00 ~ 15:00	西条商工会館 4階 大ホール	西条市朔日市779-8
	7月4日 (月)	10:00 ~ 15:00	しこちゅ〜ホール 会議室2 (四国中央市市民文化ホール)	四国中央市妻鳥町1830-1
	7月7日 (木)	10:00 ~ 15:00	新居浜市市民文化センター別館 4階 大会議室	新居浜市繁本町8-65
今治	6月21日 (火)			
	6月22日 (水)	10:00 ~ 15:00	テクスポート今治 2階 中ホール	今治市東門町5-14-3
	7月6日 (水)			
八幡浜・大洲	6月20日 (月)	10:00 ~ 15:00	八幡浜労働基準監督署 1階 会議室	八幡浜市江戸岡1-1-10
	6月21日 (火)			
	6月27日 (月)	10:00 ~ 15:00	野村公民館 1階 講座室	西予市野村町野村12-619-1
	6月29日 (水)	10:00 ~ 15:00	愛媛県建設業協会西予支部 2階 会議室	西予市宇和町卯之町4-700
	7月6日 (水)	10:00 ~ 15:00	大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール	大洲市東大洲270-1
	7月8日 (金)	10:00 ~ 15:00	八幡浜労働基準監督署 1階 会議室	八幡浜市江戸岡1-1-10
宇和島	6月22日 (水)	10:00 ~ 15:00	宇和島労働基準監督署 3階 会議室	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎
	6月23日 (木)			
	6月29日 (水)	10:30 ~ 14:30	愛媛県建設業協会 南宇和支部	南宇和郡愛南町御荘平城3041
	7月4日 (月)	10:30 ~ 14:30	愛媛県建設業協会 鬼北分会	北宇和郡鬼北町近永657
	7月11日 (月)	10:30 ~ 15:00	宇和島労働基準監督署 3階 会議室	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎

※ 新型コロナウイルスの感染状況により、日程等を変更する場合がありますので、事前に愛媛労働局のホームページでご確認ください。(<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>)

- ・ 年度更新申告書の記入方法等については、コールセンター(0120-165-180)へお問い合わせください。
- ・ 上記受付会以外での申告・納付は愛媛労働局労働保険徴収室(電話089-935-5202)又は最寄りの労働基準監督署へ。
- ・ 電子政府の総合窓口(e-Gov)から電子申請・電子納付がご利用可能です。(<https://www.e-gov.go.jp/>)

※ご注意 「廃業した」「労働者を使用しなくなった」「申告時に納付できない」これらの場合でも申告手続は必要です。



事業主の皆さまへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。
以下、令和2年度の実績をお知らせします。

労災保険料

令和2年度の労災保険料などの収入 約1兆2,332億円
(うち保険料収入は約8,972億円)

労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

① 労災保険給付等 (8,243億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

令和2年度は、約65.3万人に新規の療養(補償)給付や休業(補償)給付を行うとともに、約20.4万人に労災年金を支給しました。

具体的な給付内容と、それぞれの給付総額は、右の通りです。

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,243億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)等給付	2,442億円	29.6%
	休業(補償)等給付	1,313億円	15.9%
	傷病(補償)等年金	270億円	3.3%
障害	障害(補償)等一時金	415億円	5.0%
	障害(補償)等年金	1,433億円	17.4%
死亡	遺族(補償)等一時金	163億円	2.0%
	遺族(補償)等年金	2,094億円	25.4%
	葬祭料等	20億円	0.2%
その他	介護(補償)等給付	80億円	1.0%
	二次健診等給付	13億円	0.2%

② 社会復帰促進等事業 (907億円)

被災した労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、右の3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の内容
社会復帰 促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき髄損傷などの後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等 援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生 確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策、長時間労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払する事業などを行っています。

ホームページでも紹介しています

社会復帰促進等事業の全事業の紹介

検索



③ その他 (1,169億円)

①・②のほか、労災保険給付や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

④ 翌年度への繰り越し (1,933億円)

労災保険給付費や収納済の保険料(建設工事などの有期事業分)で、翌年度に係る分などを繰り越しています。

上記のほか、お支払いいただいた労災保険料の一部は、労働災害に対する年金給付を将来にわたって支給するために必要な資金として積み立てています。

詳細は、ホームページをご参照ください

労災保険 積立金

検索



※ 労働保険料と併せて納付していただいた「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」(39億円)は、労災保険等の対象とならない石綿健康被害者やそのご遺族の方の救済給付に使われています。

雇用保険料

令和2年度の雇用保険料などの収入 約6兆6,542億円
(うち保険料収入は約1兆7,131億円)

※ 失業等給付及び育児休業給付の保険料は労使折半でご負担いただいております。

失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業、就職支援法事業など、以下のように使われています。

① 失業等給付 (1兆3,826億円)

- ① 労働者が失業した場合、
- ② 労働者が自ら教育訓練を受けた場合、
- ③ 労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、

生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

令和2年度は、一般求職者給付(いわゆる失業手当)について、新規に約131万人に給付を行いました。具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

種類	金額	構成比
合計	13,826億円	100.0%
一般求職者給付	8,859億円	64.1%
高年齢求職者給付	837億円	6.1%
短期雇用特例求職者給付	144億円	1.0%
日雇労働求職者給付	43億円	0.3%
就職促進給付	1,808億円	13.1%
教育訓練給付	237億円	1.7%
高年齢雇用継続給付	1,839億円	13.3%
介護休業給付	60億円	0.4%

② 育児休業給付 (6,437億円)

子を養育するための育児休業を行う場合に給付を行っています。

③ 雇用保険二事業 (3兆5,488億円)

雇用保険二事業では失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを図るための事業を行っています(例:雇用調整助成金)。

これにより、失業者が減少し、失業等給付も減少することが期待されます。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の概要
雇用安定事業	雇用維持等のための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。
能力開発事業	在職者や離職者に対する職業訓練の実施、事業主が行う教育訓練への支援などを行っています。

④ 就職支援法事業 (130億円)

就職支援法事業では、職業訓練実施機関に対する助成や雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、就職の促進を図っています。

⑤ その他 (2,167億円)

①から③のほか、雇用保険事業に必要な人件費、事務費など。

上記のほか、失業等給付及び雇用保険二事業については、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付や機動的な雇用対策を講じることができるよう残余金を積み立てています。

※ 失業等給付、育児休業給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。



総務の仕事に、 鉄腕あらわる。

毎年、イチから申請するなら、
そろそろ「紙」より
「電子」でしょ？

ゆくぞ! スピード申請&コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に! ※詳しくは裏面で

🔍 労働保険 電子申請



無料で取得可能なID・パスワード(GBizID)で 電子証明書がなくても電子申請が可能に!



GBizIDでさらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる!

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GBizIDを利用して手続きすることができます。またGBizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GBizIDに対応している
手続についてはこちら>>



gBizIDプライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

gBizIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等※1に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。※2

※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
※2 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

「gBizIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成の手順

① 事前準備

- スマートフォン・携帯電話 ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印 法人 — 印鑑証明書、登録印
個人事業主 — 印鑑登録証明書、登録印

② 申請書作成

「GBizID」のTOPページから、「gBizIDプライム作成」をクリック! 遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

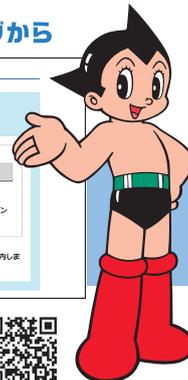
③ 郵送

②で作成した申請書に押し印し、①で用意した印鑑証明書を添えて「GBizID運用センター」に郵送してください。

申請書作成は「GBizID」TOPページから



GBizIDのTOPページはこちら>>
<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、
e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら>>



申請の事前準備をはじめよう。



チェック1 電子証明書をを用意します。

※ GBizIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です(一部手続を除く)。

チェック3 ブラウザの設定を確認します。

チェック2 アカウントの準備を行います。

チェック4 アプリケーションをインストールします。

● 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらに便利です。

● 対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。